

3 まとめ

(中山)

当事者である使用者にとって、紛争解決機関としての魅力はスピードにあり、労働委員会においてもとにかく早く結論が出せるように処理することを考えてもらいたい。

(宮里)

今後施行される労働審判制度と労働委員会が比較されるだろうから、今回の労働組合法の改正により目に見える形で変わったという運用実績が出せるのか、非常に重要な問題である。

(毛塚)

改正労働組合法はいろいろ議論を経て出た法律だから、その成果が具体的に出るよう期待している。

(杉山)

実際労働委員会の仕事をしていると労働委員会なりのいいところもあることを実感する。この機能が生きるよう、制度作りをし、運営していただきたいと思う。

(佐藤)

圧倒的多数の労働組合の域外にいる労働者とどう協働していくかが、今労働委員会に問われている。

(菅野)

労働審判の労使審判員は中立で職業裁判官と同様の倫理と権限が求められる。労働委員会の労使参与委員はそうではなく、激しい労使対立をほぐすように、当事者の意向もよく聴き、説得をしてくれるありがたい役割だ。意見の開陳に当たっては公益的観点もさることながら、長年のご経験も踏まえた意見をいただける。労働委員会の強みはそこにある。

労働組合法改正の施行が一段落すると、労働委員会制度は、全体的な見直しの時期は来るかもしれないけれども、今後の課題は、おそらく企業内労使紛争の制度や機能のあり方、それに対する関与が課題となるのではないかと考えている。

(藤田)

労働委員会については、労使関係の復元に寄与しているなど、比較的積極的な評価が披露された。一方、消極的評価としては、やはり迅速処理の問題である。労働委員会の審理の迅速化について格段の努力が必要だ。それと信頼性の向上の問題だ。権利義務の確定をする裁判所と、将来へ向かって労使関係を作る労働委員会では処理の姿勢に違いが出るのはやむを得ないが、両者があまりに乖離するのは信頼性に影響が出てくる。

将来のビジョンについては、集団的労使紛争に特化すべきという考え方と、個別労働紛争にもコミットすべきとの考えが披露された。そして、判定的機能と調整的機能の問題については、調整的機能を重視すべきとの意見がある一方、和解重視は否定しないものの、判定的機能があるために調整的機能が有効に発揮できるという見方もあった。

労働組合法改正については、労使双方から労働委員会が信頼を勝ちとることが前提として必要であって、いろいろな批判に対して謙虚に耳を傾ける必要があると思う。

本日はいろいろ皆様から御提言いただいた。これを基に、我々は将来の労働委員会制度の発展のため、努力をしていくべきだと考えている。